

令和6年6月

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課長

## 横浜市放課後キッズクラブにおける昼食提供のモデル実施について(ご案内)

日頃より放課後児童健全育成事業に御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、親子の日常的な笑顔を作る施策である「おやこ More Smile Package」として、さらなる「ゆとり」時間の創出に向けた取組を行っています。

放課後事業では、かねてからニーズの高かった「長期休業期間中の昼食提供」について令和6年度の夏休み期間中にモデル事業として実施します。

### 1 実施期間

令和6年7月22日(月)から8月26日(月)まで

※各校で夏休み期間が異なります。

※土、日、祝日を除く

※昼食提供事業者の都合により提供できない日があります。

### 2 対象児童

すくすく(区分2A・2B)に登録している児童(別途注文が必要です)

※区分1の児童はスポット利用でも対象となりません

### 3 料金

1食あたり400円(税込)

### 4 昼食の内容

(1)主食(米飯等)及び副食(主菜1品・副菜2～3品程度)

・汁物や飲み物の提供はありません。

・量の選択はできません。

・各区の昼食提供事業者によって異なりますが、衛生面に配慮し「ご飯は温かく、おかずは冷たい状態」または「ご飯・おかずは冷たい状態」での提供となります。

(2)お箸やスプーンについてはお弁当と一緒に提供いたします。

(3)メニューは昼食提供事業者のホームページ等でご確認ください。

(4)アレルギーをお持ちのお子さんに対する除去食対応はありません。

アレルギー情報(特定原材料8品目、特定原材料に準ずる20品目)がメニューに表示されます。保護者が確認のうえ注文を行ってください。

## 5 お弁当の注文について

別途6月下旬に昼食提供事業者からお弁当の注文に関する利用登録の案内を配布します。注文システムに登録後、注文が可能となります。なお、支払方法はクレジットカード等のキャッシュレス決済となり、現金は使用できません。

## 6 放課後キッズクラブの利用区分について

現在わくわく【区分1】に登録のお子さんは、保護者が就労している場合にはすすく【区分2A・B】区分変更を行ったうえで、お弁当の注文が可能となります。

昼食提供を希望される場合は、クラブの指定する日までにすすく【区分2A・B】へ区分変更を行ってください。

※わくわく【区分1】からすすく【区分2A・B】への変更は就労証明書が必要となります。

## 7 その他

- (1)横浜市が行う昼食提供の利用は必須ではありません。これまでと同様に、保護者がお弁当を作り、児童に持たせる等も可能です。
- (2)注文キャンセル締切後、非常変災等やクラブ事情により急な閉所となった場合には、昼食提供は中止となり、お弁当代金は発生しません(既に徴収している場合は返金)。
- (3)注文キャンセル締切後、利用者の都合でクラブを利用しない場合は、お弁当代金の返金はいたしません。
- (4)お弁当の注文は児童1人につき1日1個までとなります。
- (5)注文確認についてのお問い合わせはクラブでは対応しません。
- (6)メニューは1日1種類です。他の日のメニューを選ぶことはできません。
- (7)配送されたお弁当は、クラブ内で決められた時間内に食べていただきます。持ち帰り等の対応は一切できません。また、残菜も回収し、処分します。
- (8)食中毒等の症状が発生した等の場合には、昼食提供事業者へご連絡ください。
- (9)横浜市又は昼食提供事業者からの依頼を守っていただけない場合は、利用ができなくなりますのでご注意ください。

## 8 お問い合わせ先

※昼食提供の内容について各キッズクラブへの問い合わせはご遠慮ください

### ●本事業の内容に関すること

・専用コールセンター

電話:050-5538-1727

・横浜市こども青少年局放課後児童育成課

電話:045-671-4068

FAX:045-663-1926

Email:[kd-houkago@city.yokohama.jp](mailto:kd-houkago@city.yokohama.jp)

HP:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkago-lunch.html>